

都道府県支部
理事長

公益財団法人 日本軟式野球連盟
専務理事小林三郎

チーム会員登録の変更について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

7月8日開催の令和4年度第4理事会において、競技者登録システム導入に係る個人登録会費の金額設定、およびそれに付随する連盟規程の改訂が承認されました。下記ならびに別紙をご確認いただき、令和5年度からのご対応をお願い致します。

記

■規程の改訂内容について（抜粋）

令和5年度より競技者登録システムの本格稼働に合わせ、**チーム構成員の個人登録制**
度が導入されます。連盟規程の変更箇所について抜粋します。

連盟規程の第3章チームおよび会員

（会員）第7条

- ・会員とは、連盟に登録した一般会員およびチーム会員、**個人会員（チーム構成員）**をいう。
- ・**個人会員（チーム構成員）**とは、連盟に登録したチームの構成員として登録した者（代表者、監督、コーチ、選手、マネージャー、スコアラー、トレーナー）をいう。

（登録料）第12条

- ・個人会員（チーム構成員）は、年度当初に連盟に登録料を納入しなければならない。

■規程の適用について

本規程は、令和5年1月1日から適用となります。

■登録会費について

登録会費は、チーム登録料と個人登録料を納付いただきます。

- ・一 般　：チーム登録料1,200円、**個人登録料@ 200円×構成員人数**
- ・少年・学童：チーム登録料900円、**個人登録料@ 50円×構成員人数**